

質 疑 応 答 書

業務名：広島城天守の木造復元に向けた基礎地盤及び石垣に関する調査・検討支援業務

質 問	回 答
1. これまでに当該案件の関連業務に携わった会社と新規に取り組む会社とでは、史跡広島城跡の現況や広島城天守の木造復元に関するこれまでの検討状況についての理解度においてすでに差異があるように思います。ついては内容把握、確認に時間を要するため、質問受付期限を 2 週間ほど延ばしてもらえないでしょうか。	左記内容を理由とする質問受付期限の延長は行いません。
2. 基本仕様書 P.2「8 留意事項(5)」に、「打合せは、基本的に 1 か月に 1 回の頻度で実施するが、協議の上、発注者が必要と判断した場合は随時実施する。」とありますが、随時実施となった場合の費用は別途精算できるものと考えてよろしいでしょうか。	打合せの随時実施に伴う費用の精算は行いません。 なお、打合せの形式については、対面のほか、WEB 会議（オンライン）を可とします。
3. 基本仕様書 P.1「5 業務内容 (1)」で整理した天守台及び小天守台の安定性を評価するために必要な検討事項に関して基本仕様書 P.1「5 業務内容 (3)」で行う検討では、天守台及び小天守台の安定性のみを評価すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4. 基礎地盤及び石垣に関与しない天守群の設計や構造性能の評価で必要となる調査・検討は、本業務の対象外と考えてよろしいでしょうか。	基本仕様書 P.1「2 業務概要」に記載のとおり、本業務は、天守群の復元等における天守台及び小天守台の安定性並びに現天守の解体及び天守群の復元等に伴う石垣をはじめとする史跡の遺構への影響の評価を目的として、基礎地盤及び石垣に関する検討等を行うものです。 当該目的の達成に必要と考えられる検討等を本業務の対象としてください。

質 問	回 答
5. 現天守の解体及び天守群の復元等に伴う、影響を評価すべき文化財をお示しください。また、広島城天守の復元等に関する技術的課題に係る調査・検討報告書（令和 8 年 3 月）（以下「報告書」という。）P. 42～44 に遺構が図示されていますが、文化財はこの図示の範囲との理解でよろしいでしょうか。	文化財については、石垣、土居などの地上遺構及び建造物等の基礎、遺物などの地下遺構を対象としてください。 範囲については、基本仕様書 P. 4「別紙」図示の広島城区域のうち、現天守の解体及び天守群の復元等に伴う文化財への影響を評価するために必要と考えられる範囲において検討等行うものとしてください。
6. 基本仕様書 P. 1「2 業務概要」に「本業務はこれらの調査・検討結果を踏まえ…」と記載がありますが、報告書を基本とし、それに取り上げられていない項目等は対象外と考えてよろしいでしょうか。	報告書に取り上げられていない項目等を本業務の対象外とするものではありません。 これまでの調査・検討結果を踏まえ、本業務の目的の達成に必要と考えられる検討等を対象としてください。
7. 基本仕様書 P. 1「5 業務内容 (1)」に「現天守の解体及び天守群の復元等に伴う文化財への影響を評価するために必要な検討事項の整理」と記載がありますが、報告書に記載された課題の範囲内での検討と考えてよろしいでしょうか。それとも復元設計を含めた広い意味での全体の課題を検討しなければならないのでしょうか。	報告書に記載された課題の範囲内での検討とするものではありません。 これまでの調査・検討結果を踏まえ、現天守の解体及び天守群の復元等に伴う文化財への影響を評価するために必要と考えられる検討を行うものとしてください。
8. 基本仕様書 P. 1「5 業務内容 (4)」に「今後、現天守の解体及び天守群の復元等の設計等を進めていく場合」と記載がありますが、報告書に記載された課題の範囲内での検討と考えてよろしいでしょうか。	報告書に記載された課題の範囲内での検討とするものではありません。 本業務の実施後、現天守の解体及び天守群の復元等の設計等を進めていく場合において調査・検討が必要と考えられる課題等について整理を行うものとしてください。

質 問	回 答
9. 受託候補者特定基準「4 評価テーマに対する技術提案」の（テーマ1）「天守群の復元等…天守台の安定性」、（テーマ2）「現天守の解体…文化財への影響」について、記載する内容は質問7と同様、報告書に記載された課題の範囲内を基本とし、それに取り上げられていない項目等は対象外と考えてよろしいでしょうか。 それとも復元設計を含めた広い意味での全体の課題を検討しなければならないのでしょうか。 また、前年度の報告書に記載されていない事項は加点対象となるのでしょうか。	報告書に記載された課題の範囲内での記載とするものではありません。 これまでの調査・検討結果を踏まえ、「天守群の復元等における天守台及び小天守台の安定性」、「現天守の解体及び天守群の復元等に伴う文化財への影響」それぞれの評価のための着眼点や検討事項、調査内容、解析・検討手法について記載してください。 報告書に記載されていない内容についても評価の対象となります。
10. プロポーザル説明書 P.4「10 ヒアリングの実施」に、ヒアリングの実施について提案書の提出者が対象との記載があります。 弊社の場合、提案書の提出は支店長名となりますが、ヒアリングにおける説明及び質問への回答は支店長ではない、出席者の5名にて対応するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11. プロポーザル説明書 P.5「12 契約 (1)」に、「受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。」との記載がありますが、契約後、見積書の内容・人工等を超えた場合は、別途精算と考えてよろしいでしょうか。	原則として、仕様書に記載されていない業務を行うことは予定していません。 なお、追加業務が生じた場合には、市と受託者で協議の上、決定することになります。
12. 事業費には広島市が発注する調査業務の費用は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

質 問	回 答
13. 基本仕様書 P.2「7 受注者に貸与する資料」及び報告書に記載のある資料について、提案書作成のために内容を確認したので、下記の資料を事前に貸与してもらえないでしょうか。 ・広島城小天守台等石垣現況調査業務 調査結果（令和5年3月） ・広島城天守台石垣現況調査業務 調査結果（令和4年3月） ・史跡広島城跡 保存修理工事報告書（昭和46年3月）	左記内容を理由とする資料の事前貸与は行いません。プロポーザル説明書 P.4「9 関係資料の閲覧」に記載のとおり、閲覧にて確認をお願いします。

(注)・この質疑応答書は、基本仕様書の追補とみなします。

- ・質問は質問内容が明確になるよう、一部記載を整えています。